ACSES ニュースレター_２２９３号（2022 年４月６日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（29 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(バッテリー(リチウムイオン、電動リール用)、携帯型電気冷温庫、電気ストーブ(セラミックヒーター))〈消費者庁〉
・火災報知設備の製造で不正行為、承認部品の生産中止に気付かず受注し納期を優先〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・労災レセプト電算処理システム　マスタコード〈厚生労働省〉
・株式会社 W-ENDLESS に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉／ダイエットみそ汁、根拠なし大阪の会社に再発防止命令〈Web 報道〉
・ＡＥＤ使用ためらわないで　コロナ禍で？大幅減〈Web 報道〉
・4 月に義務化「パワハラ対策」管理職が守るべき事　適切な指導なのか、行きすぎた指導なのか…〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・全漁連会長「反対変わらない」　萩生田経産相と会談　原発処理水放出〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇濃厚接触者 定義は？家族が感染、自宅待機の期間は?〈放送報道〉
[3] 健康安全
◇がん検診、コロナ前の 1 割減　21 年、早期受診を呼びかけ〈Web 報道〉
[4] 廃棄物関係
◇プラごみ削減へ リサイクルしやすい素材の開発相次ぐ〈放送報道〉
[5] 温暖化対策関係
◇気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書第 3 作業部会報告書の公表について〈経済産業省・農林水産省・環境省〉／温室ガス排出ピーク 25 年以前に　IPCC、対策強化促す／温室ガス削減「行動を」　30 年排出 43％減へ対策提示〈Web 報道〉
[6] 環境安全関係
◇（仮称）佐賀県唐津市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇伊丹空港で外来種アリ繁殖　薬剤散布、被害なし〈Web 報道〉
[7] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　７件　［公募結果、意見募集結果］　１件
[8] その他省庁発表　２件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　６件　［開催記録、報告、資料等］　５件
[10] その他

郁子（ムベ（雄花））

◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇その他：２件

［付録］

◇動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第 16 号）〈官報〉

◇個人情報の保護に関する基本方針の一部変更の公表について（個人情報保護委員会）〈官報〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(バッテリー(リチウムイオン、電動リール用)、携帯型電気冷温庫、電気ストーブ(セラミックヒーター))

＜消費者庁　2022 年 4 月 5 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028267/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220405_01.pdf

特記事項:

- グローブライド株式会社が輸入したバッテリー(リチウムイオン、電動リール用)のリコール(無償製品交換)
- 株式会社ノジマが輸入した携帯型電気冷温庫のリコール(無償交換)
- ゼネラルエアコン株式会社(現 株式会社デンソーエアクール)が製造し、株式会社デンソーが販売した電気ストーブ(セラミックヒーター)のリコール(回収・返金)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：11 件

（うち電気ストーブ（カーボンヒーター）１件、照明器具（投光器、充電式）２件、バッテリー（リチウムイオン、電動リール用）２件、液晶テレビ２件、携帯型電気冷温庫１件、ビデオデッキ１件、照明器具（充電式）１件、電気ストーブ（セラミックヒーター）１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：７件

（うち電気あんか１件、ノートパソコン１件、高圧洗浄機１件、電気温風機１件、冷風機１件、折りたたみ電動アシスト自転車１件、電子レンジ１件）

・火災報知設備の製造で不正行為、承認部品の生産中止に気付かず受注し納期を優先

＜YAHOO!JAPAN ニュース　2022 年 4 月 5 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/9da1b6bf1199681e879592a8ce1703513888d3d9

日本フェンオールは 2022 年 3 月 31 日、同社製の火災報知設備の構成機器において、型式承認時に承認された部品を用いずに製造を行ったり、その発覚を防ぐため不正な手段を用いて型式適合検定に合格するなどの不正行為が判明したと発表した。2013 年 9 月～2020 年 10 月までに製造した 4 品種、計 9663 台が対象となる。

9663 台の内訳は、定温式スポット型感知器（非防水型）の型式「SRU-3T」が 4713 台、定温式スポット型感知器（防水型）の型式「SRU-2T」が 156 台、中継器（火災感知器接続用）の型式「SRU-7Z」が 3547 台、中継器（接点監視用）の型式「SRU-8Z」が 1217 台。定温式スポット型感知器は、建物の天井面などに設置され、火災受信機と接続し火災時の熱を感知し警報信号を火災受信機に発信する機器だ。一方、中継器は、火災受信機と接続し、火災感知器などからの火災信号や接点信号などを受け火災受信機に送信する機器である。いずれも火災報知設備の構成機器となる。

日本フェンオールの Web サイトによれば、同社の火災報知設備は、産業設備、工場、オフィスビル、立体駐車場、海外プラントをはじめ、高度な防災性能が要求される半導体工場や原子力発電所などで採用されているという。

今回の品質不正は、型式承認時に承認された一部部品について、既にメーカーが生産を中止していたものの、その生産中止情報と実際の在庫情報が社内で共有されないまま受注を獲得したことが発端となった。しかし、納期順守を優先して、法令や社内規程などを逸脱して、承認されていない部品を用いての製造や、不正な手段を用いての型式適合検定の合格などの不正行為に至った。また、内部監査機能や部門間の連携、相互チェック機能が不十分であったことにより、これらの不正行為を社内で防止することができなかったという。

不正行為の対象となった製品については、事態が判明した後、製品本体および設置場所における試験と機能、動作、安全性に関する検証を実施した。消防法第 21 条の 2 第 2 項、消防法第 17 条など関連する規定や規格省令に基づき試験と実証を行ったところ、一部の試験の一部の試験サンプルは不適合になった。ただし、これまでの設置環境下で異常は生じておらず、また、仮に感知器や中継器に異常が発生した場合には、受信機にトラブル表示がなされるという自動試験機能が備わっている。日本フェンオールとしては「規格省令に一部不適合があるものの、現時点では機能喪失もなく、万一今後トラブル表示が発生した場合でも、適切な監視対応を行うことで使用いただけると判断した」（ニュースリリースより抜粋）としている。

品質不正のあった製品の使用を継続できると判断した一方で、消防機器を取り扱う企業としての社会的責任に鑑み、不正行為の対象となる製品の全数について代替製品への交換を進めていくとしている。

今回の品質不正については、福岡高等検察庁検事長を務めた弁護士の井上宏氏を委員長とする特別調査委員会の下で既に調査が完了しており、不正行為の原因分析や再発防止策の提言なども行われている。この提言を踏まえた上での再発防止策としては、「法令順守・コンプライアンスに関する定期的な研修などの実施」「品質保証体制の強化」「社内規程類の整備、改訂」「消防法・検定制度に関する外部講習会や社内研修会の実施」「内部監査室の役割・機能の強化」「部門間の情報共有の制度・機会の強化」「他部門による確認・承認を行う仕組みの導入」を挙げている。

また、2021 年 12 月期決算において、今回の品質不正に関わる一連の改修見込額 4 億 5900 万円を「製品改修関連損失引当金繰入額」として特別損失に計上している。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・労災レセプト電算処理システム　マスタコード

＜厚生労働省　2022 年 4 月 4 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptsystem/index.html

---

・株式会社 W-ENDLESS に対する景品表示法に基づく措置命令について

＜消費者庁　2022 年 4 月 5 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028234/

消費者庁は、本日、株式会社 W-ENDLESS に対し、同社が供給する「Dr.味噌汁」と称する食品に係る表示について、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 1 号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。

・ダイエットみそ汁、根拠なし　大阪の会社に再発防止命令

＜共同通信　2022 年 4 月 5 日＞　https://nordot.app/883997643701157888?c=39546741839462401

ダイエット効果をうたった即席みそ汁の広告には根拠がなく、景品表示法違反（優良誤認）に当たるとして、消費者庁は5日、大阪市のインターネット広告会社「W―ENDLESS」（ウェンドレス）に再発防止命令を出した。担当者は「楽して痩せることはあり得ない。もっともらしい体験談には注意して」と呼びかけている。

同庁表示対策課によると、商品は「Dr.味噌汁」。ウェンドレスは2020年11～12月、自社が運営するサイトで「無理せず、おいしくボディメーク」「理想のイイカラダを手にした男性が大量発生！」と表示。

著しい痩身効果が得られるように宣伝し、販売していた。

・ＡＥＤ使用ためらわないで　コロナ禍で？大幅減

＜共同通信　2022 年 4 月 5 日＞　https://www.47news.jp/news/7587729.html

人が倒れた現場に居合わせた市民による救命処置が、新型コロナウイルス感染症の流行以降、大幅に減少したことが、総務庁消防庁のまとめた「救急・救助の現況」で分かった。救命率も同様に低下していた。

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の普及啓発に当たる日本ＡＥＤ財団（東京）は「適切な対処によって心肺蘇生中の感染リスクは避けられる。救命処置をためらわないで」とする緊急メッセージを発表した。

総務省消防庁のまとめによると、ＡＥＤ使用による除細動（電気ショック）の実施率は近年、少しずつ上昇してきたが、コロナ下の２０年には４・２％と前年の５・１％から大きく低下。また、市民が目撃した心肺停止の傷病者で、１カ月後の生存率は１８年、１９年の各１３・９％から、２０年は１２・２％に急落した。

これまでのデータからは、除細動の適応がある人にＡＥＤを使用すれば、１１９番しただけの場合に比べて約６倍に当たる対象者の５３％を救命できることが分かっている。

同財団は、コロナ下でも救命処置をためらわないよう改めて要請。処置する人はマスクを装着し、倒れた人がマスクをしている場合はそのまま、マスクをしていない場合は口と鼻を覆うように布などをかけることでリスクは避けられるとした。救命処置を終えた後は手と顔を洗うことも推奨している。

財団はＡＥＤの使い方、心肺蘇生の方法をビデオ会議システム「Ｚｏｏｍ（ズーム）」を通じて学べるオンライン講習会を随時開催している。開催日程と申し込み方法は財団ウェブサイトの「ニュース」欄を参照。

・4 月に義務化「パワハラ対策」管理職が守るべき事　適切な指導なのか、行きすぎた指導なのか…

＜東洋経済 ONLINE　2022 年 4 月 4 日＞　https://toyokeizai.net/articles/-/541800

こんにちは。生きやすい人間関係を創る「メンタルアップマネージャ®」の大野萌子です。

2020 年 6 月に先行して大企業から施行された「労働施策総合推進法(通称：パワハラ防止法)」が、2022 年 4 月からは中小企業も含めてすべての事業所で全面施行となり、パワハラ対策が義務化されます。これまでは、様子見だった企業も義務となったことにより早急な対応が必要になります。

また問題が起こった際は、労基署に企業名が公表される可能性があるため、「人材流失」「採用困難」「休職・離職の増加」「訴訟」「社会的評価の低下」などのリスクが、今まで以上に高まります。ですから形骸的な対策では立ち行かなくなります。

厚労省が定義した「3 つの要素」

ここで、パワハラ防止法の概要について、今一度、確認してみましょう。厚生労働省では職場のパワハラの概念として、次の 3 つの要素いずれも満たす場合と規定しています。

1.職場における優越的な関係を背景として行われること
(上司だから、一方的な言動が許される……は NG)
2.業務の適正な範囲を超えて行われること
(指導の行き過ぎは NG)
3.労働者の就業環境を害すること
(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)

そのうえで、適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりませんという追記があります。

ここで問題になるのは、適切な指導なのか、行きすぎた指導に当たるのかという点です。その基準は明確に記載されてはおらず、いかようにも読めることから、ますます混乱し、対応策に苦慮している現場の声も聞かれます。本人は指導と思っていても相手がハラスメントと受け取ることもあるために、現場でのすり合わせが急務です。

まずは、各々の職場で起こりうる状況の把握から始めなければなりません。

例えば、【髪の色を注意する】というケースについて考えます。

企業イメージや扱っている商品などによっては、髪の色を指導する現場もあります。その際の規定を「明るすぎる髪色は不可」とすれば、個人の感覚に頼らざるをえません。主観で注意しても相手から「明るいうちに入らない」と反論されれば平行線です。

髪色を規定するならば、ロッカールーム等に髪見本を置いておき「これを基準に明るいかどうか判断してください」と、誰もが明確にわかる基準を事前にアナウンスする必要があります。そこまでするのかと思われるかも

しれませんが、現場で起こりうるケースを想定し、細やかにルールを決めることによって、認識の差異を埋めることができるのです。

【時間のルール】もしかりです。就業開始時間には、業務を始められる体制を整えておくのか、社屋の玄関に到着していれば問題ないのかも、現場によってまちまちでしょう。現場ルールを決めて周知しておかなければ、ギリギリで到着する社員に対し「社会人としてどうなんだ！」と言えば、ハラスメントと言われかねないのです。事前に、職場ルールとして全員に、例えば「5 分前集合を徹底」することを周知していれば、トラブルを防ぐことが可能になります。

感情的にならないことが大切

このように、各職場において問題になりそうなことをピックアップし、具体的で誰にでもわかる表現で事前周知を行うこと、一度決めたルールでも、運用していく中で適宜修正をかけていくことが大切です。そこまですることにより、毅然とした態度で指導ができるのです。

しかし、正当な指導であっても、関わる際には感情的にならないことも大切です。人間なので感情の起伏があるのは当然です。けれども、感情的になっているときは、一方的で相手を責めるような口調になりがちです。緊急の場合を除き、気持ちがある程度落ち着くのを待ってから指導しましょう。

指導は相手の成長を促し、業務状況の向上や改善を促す目的があります。そのため、明確な指示やフィードバックが求められます。一方、パワハラの場合は、相手を見下したり、自分の思いどおりにコントロールすることを目的とし、人格否定や威圧的な態度に偏ります。つまり、相手の立場や状況を無視した言動は「パワハラ」にあたる可能性が高くなります。あくまでも業務遂行上の必要性があり、明確な目的や理由を持って具体的な言葉をもって関わることが大切なのです。

もう１つ、大切なことは現場の管理者が、安全配慮義務を正しく理解することです。安全配慮義務は、「労働者を使用する事業者の支配下にある労働者に対し、労働災害を発生させないように事前に予防措置を講じて保護する義務」です。物理的な環境だけではなく、精神的なものも含まれます。

また、防止手段を尽くすという予防責任であり、結果責任ではありません。労働災害が発生した場合でも、社会通念上相当とされる防止手段を尽くしていれば、安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任は免れます。そうした観点からも、予防策が大切だということがご理解いただけると思います。

そして、安全配慮義務を負う者は、使用者に限りません。一定規模の会社においては、組織内で権限の委譲が行われているのが通常であるため、業務上の指揮監督をする者が安全配慮義務を負うことになり、ひとりでも部下がいれば、安全配慮義務が課せられると認識しておくのがよいでしょう。

指導する側、受ける側の双方を守るために、組織内の明確なルール作りが求められます。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・全漁連会長「反対変わらない」　萩生田経産相と会談　原発処理水放出

＜時事ドットコム　2022 年 4 月 5 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022040500455&g=eco

東京電力福島第 1 原発から出る放射性物質トリチウムを含む処理水の海洋放出をめぐり、萩生田光一経済産業相と全国漁業協同組合連合会（全漁連）の岸宏会長が 5 日、東京都内で会談した。

不安払拭（ふっしょく）を求める全漁連への回答書を手渡した萩生田氏に対し、岸氏は「国民、全国の漁業者の理解を得られない処理水の海洋放出には断固反対で、いささかも変わらない」と表明した。

回答書には、放出による風評被害に政府が全責任を持つことや、政府が既に組成した 300 億円規模の基金活用を通じ、安心して漁業が継続できる対策を講じることなどを盛り込んだ。政府が地元漁業者と 2015 年に交わした「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束を順守することも明記した。

萩生田氏は会談後、「距離感は縮まっていると思う。福島にとどまらず、漁業をどうしていくか考えたい」と述べ、漁業後継者の育成などでも支援していく考えを示したが、海洋放出への理解を得るのは難しい状況が続く。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022年4月4日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L9WV48t0_KABnP69Y
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022年4月5日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L9WaRXt_YiUetEK9Y
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年４月5日版）
＜厚生労働省　2022年4月5日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6xFegb-7puHacId5Y
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2022 年４月４日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022 年４月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6xFegb-7puHacI15Y

◇コロナ新規感染 約半数が 10～20 代 政府 若者向け対応策検討へ
＜NHK　2022 年４月４日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220404/k10013565991000.html
新型コロナウイルスの新規感染者が若者を中心に増加傾向にあることから、政府は３回目のワクチン接種の呼びかけを強化するなど、若者向けの対応策を検討することにしています。
厚生労働省によりますと、先月 29 日までの１週間に新型コロナウイルスに新たに感染した人は、年代別で 20 代が最も多くなっていて、10 代と 20 代の若者が全体のおよそ半数を占めています。
３回目ワクチンの接種率は政府の集計で全人口のおよそ４割､年代別では東京都のデータで 20 代が 20%余りにとどまるなど、若者の接種率は低い傾向が続いています。
政府は、入学式や歓迎会など多くの人が集まる行事が続くことから、感染の再拡大＝リバウンドにつながらないか、若者の感染状況を注視しています。
そして若者の感染増加をきっかけに幅広い世代に感染が広がるのを防ぎたい考えです。
このため３回目のワクチン接種の呼びかけを強化するほか、飲食店での感染を防ぐために気をつけるべきことを周知するなど、若者向けの対応策を検討することにしています。
一方、感染者が増加することも想定して、医療提供体制の確保も進めていく方針です。

◇マスコミ報道　見出し
・国内新たに４．７万人感染　前週比９日連続増―新型コロナ
＜時事ドットコム　2022 年４月３日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022040300298&g=soc

・中国で感染１万人超え　コロナ、20 年３月末以来最多
＜共同通信　2022 年４月３日＞　https://nordot.app/883180008329183232?c=39546741839462401

[対策・予防]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2022 年４月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2km-cfD3pmiCMwBY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022年4月4日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jihikensa_00001.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・新型コロナワクチンの供給の見通し
＜厚生労働省　2022 年４月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6nmOQcDHlliyDLBY

・武田社の新型コロナワクチンに関する情報を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 4 月 5 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-mmeUdDXhkiiHOBY

◇大学等関係
・横浜市大、2 年越しの「入学式」　コロナ禍で中止の 20 年度入学生へ
＜朝日新聞　2022 年 4 月 5 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ44752FQ44ULOB00N.html
---

◇濃厚接触者 定義は？家族が感染、自宅待機の期間は?
＜NHK　2022 年 4 月 5 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220404/k10013566341000.html
新型コロナウイルスのオミクロン株による「第 6 波」では多くの人が感染しました。
しかし、感染者数は「第 5 波」が収束したときのように大きく減少することのないまま、下げ止まりとも言える状況となっています。
自身が感染しなくても、家族や近くにいる人が感染して濃厚接触者になったという人はまだまだ多いのではないでしょうか。
家族が濃厚接触者になった場合、自分は『濃厚接触者の濃厚接触者』になるの？待機期間や家族が感染した場合の対応など最新の情報をまとめました。（2022 年 4 月 4 日時点）
Q1.そもそも濃厚接触者の定義は？どこまでが濃厚接触？
濃厚接触者は、感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして、感染している可能性がある人です。
厚生労働省などによりますと、濃厚接触者かどうかを判断する際の重要なポイントは次のとおりです。
【接触の期間】
・感染者がウイルスを排出しなくなる発症後 10 日間たつまでの間（感染者が無症状の場合は検査のための検体を採取してから 7 日間）
【接触の目安】
・マスクなどをつけずに感染者に手で触れたり、お互いに手を伸ばしたら届く距離で 15 分以上接触したりした場合
・感染者の体液などがついたものに直接触れた可能性のある場合など
●濃厚接触者とみなされないケースも
・家族に感染者がいる場合や感染者の介護をしている場合などはこの目安に当てはまることになると思われますが、医療機関や介護施設で行われているように、しっかりとした感染予防策がとられていた場合は濃厚接触者とはみなされません。
・また、15 分以上の接触といっても、会話をしていたか、歌を歌ったり大声を出したりするうような環境だったか、換気が十分にできていたか、など、その場の具体的な状況によって、濃厚接触者と判断されるかどうかは変わってきます。
Q2.濃厚接触者にあたるか、誰が決めるの？
濃厚接触者の対応について厚生労働省は、感染状況が悪化している場合など地域の状況に応じて自治体が柔軟に判断することを認めています。
そのうえで、厚生労働省が示している考え方は次のとおりです。
濃厚接触者にあたるかどうかについては、感染者がどこで発生したかどうかによって対応が異なります。
1.同居する家庭に感染者が出た場合
保健所などが濃厚接触者を特定し、行動制限を求めることになっています。同居家族は感染しているリスクが高いためです。「特定」とは言っても、保健所が一人ひとりに聞き取りを行う必要はないとされています。
2.職場などで感染者が出た場合
同居家族に比べて感染のリスクが低いと考えられ、さらに職場などでしっかりと感染対策が取られている場合は、それ以上は拡大しないケースもあります。
このため、保健所による一律の濃厚接触者の特定は求められていません。

感染者が出た職場や接触した人などが自分で濃厚接触者にあたるかどうかを判断します。
3. 医療機関、高齢者施設などで感染者が出た場合
オミクロン株であってもリスクの高い人が多くいる施設などでは、保健所が迅速に濃厚接触者を特定することになっています。
4. 保育所、幼稚園、小学校、中学校などで感染者が出た場合
自治体や教育委員会などが連携して、あらかじめ濃厚接触者の特定をどうするか決めておくこととなっています。特に未就学児と小学生以上ではマスクなどの対策の実施状況に差があると考えられるため、対応が異なる可能性があるということです。
Q3. 家族が感染して濃厚接触者に…どうすれば？
【自宅待機の期間は？】
同居家族に感染者が出て濃厚接触者となった場合は、自宅待機が求められます。厚生労働省では、この場合の待機期間を 7 日間としています。
【待機する日数はいつから数える？】
1 感染者が発症した日
2 感染者が無症状の場合は検体を採取した日
3 感染が分かって「感染対策」をとった日
この 1～3 の中で、最も遅い日を 0 日とします。
そこから 7 日間、自宅などで待機して、8 日目から解除となります。

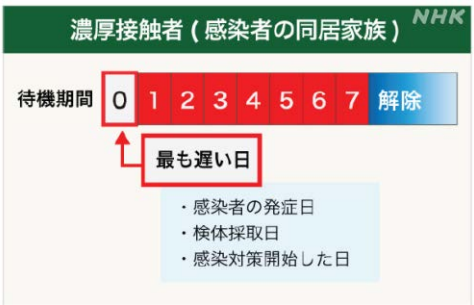

ただ、4 日目および 5 日目に国が承認した迅速検査キット（抗原定性検査）を使って陰性だった場合は、5 日目から解除できることになっています。

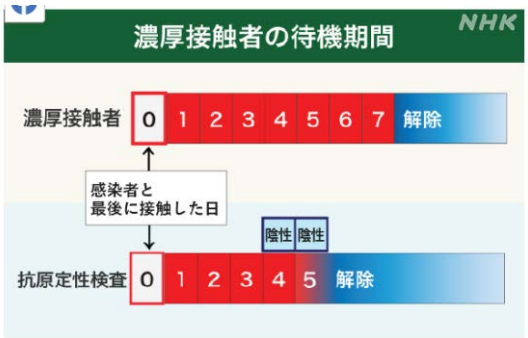

では「感染対策」とはどのような対策でしょうか？
厚生労働省によりますと、今回、想定されている「感染対策」は、完全に部屋を分けて一切の接触を無くすといった厳格な隔離では無いということです。
具体的には、日常生活を送る上で可能な範囲で、▽マスク着用▽手洗い・手指消毒▽物資等の共用を避ける▽消毒の実施などとされています。
また、厚生労働省によりますと、幼い子どもでマスクの着用を徹底するのが難しい場合などは、手洗いを徹底したり、タオルなどの共用を避けたりするなどの対策が考えられるということです。
このほかにも、換気をする、極力接触を避けるなど、基本的な感染対策はできるかぎりとる必要があります。
【待機期間中に別の家族が発症した場合は？】

最初に感染が分かった家族とは別の家族が、待機期間中に感染確認された場合は、改めて日数を数え直すことになります。

【子どもが感染した場合は？】

●軽症の場合

子どもの感染が確認され、軽症で自宅待機となり、すぐに家庭内での感染対策をとった場合を考えてみます。

子どもの発症日を０日として、家族は７日間自宅待機となります。

そして８日目に解除となります。

また、感染した子ども自身は、発症日を０日として10日間、かつ症状が治まって72時間たっていれば、検査を受けなくても療養が終了となります。（※症状が悪化するなどした場合は必ず相談窓口などに相談してください）

●無症状の場合

感染した子ども本人は、検体を採取してから７日間たてば療養を解除できます。

そして、濃厚接触者についても、感染した子どもが検体を採取した日を０日として７日間が自宅待機期間となります（検体採取日から家庭内で感染対策をとった場合）。

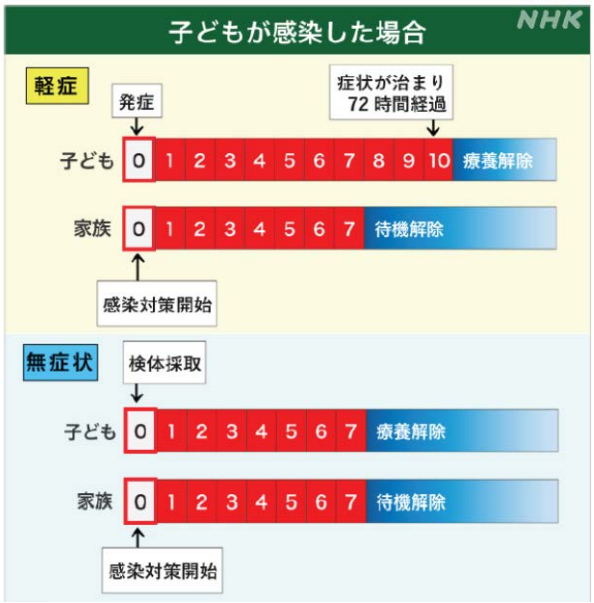

つまり、感染した子どもも家族も同時に解除できる可能性があります。

ただ、当初は無症状でも、その後発症した場合は、改めて発症日を０日として数え直すことになります。

いずれの場合も、検査結果が分かった日が起点ではありませんから、検査を受けた日に結果を待たずに感染対策を始めれば、濃厚接触者の自宅待機もその分早く解除される可能性があります。

【自宅待機が解除されたら普通に生活してもいい？】

濃厚接触者の自宅待機が解除されれば、通勤や通学などができるようになります。

ただ、感染者の療養期間が終わるまでは発熱が無いか検温するなど自分で健康状態を確認したり、リスクの高い場所の利用や会食を避けたりするなどの感染対策が求められています。（※療養期間や待機期間にかかわらず、一般的な感染対策は継続することが必要です）

また、国立感染症研究所によりますと、オミクロン株に感染した場合、７日目までに発症する確率は94.5%、10日目までに発症する確率は99.2%となっています。

つまり、７日間の待機期間では5%程度のリスクが残るとされています。

このため、厚生労働省では待機が解除されたあとも、10日間たつまでは、検温など自分で健康状態を確認することや、リスクの高い場所や会食などを避けたり、マスクを着用したりするなどの感染対策を徹底することを求めています。

Q4. 家庭以外の場所で感染者と接触…どうすれば？

【職場で感染者が出た場合】

厚生労働省は、事業所などの職場で感染者が出た場合は、基本的には自宅待機などの行動制限は設けないとして

います。
ただ、感染者と接触があった人は、接触した最後の日から目安として７日間は、リスクの高い高齢者や高齢者施設などへの訪問、不特定多数での飲食や大規模イベントの参加など、感染リスクの高い行動を控えるよう、周知するということです。
また、職場でマスクの着用などの対策をせずに感染者と飲食をした場合などは、例えば５日間の待機に加え、自主的に検査をして陰性を確認するなど、感染拡大防止の対策を取るよう求めています。
【医療機関や高齢者施設などの場合】
医療機関や高齢者施設などの場合は、基本的にこれまでと同じように、７日間の待機が求められます。
ただ、４日目と５日目に抗原検査で陰性を確認した場合は、エッセンシャルワーカーでなくとも、５日目から待機を解除できるとしています。
また、医療従事者については、濃厚接触であっても毎日の検査を行って陰性を確認すれば、出勤は可能だとしています。
Q5.自宅待機している間はどう生活すればいいの？
自宅待機の際には、不要不急の外出はできるかぎり控え、やむをえず外出する場合には、マスクの着用や手洗いなどの感染対策を行って、人との接触を避けることとされています。
また、通勤や通学も控える必要があるということです。
東京都の新型コロナ対策を担当する東京都の感染症対策部では次のようにしています。
▽不要不急の外出は控え、職場や学校には行かずに自宅で待機。
▽待機中は、毎日、朝と夕方の２回、体温を測って体調に異常がないか確認。
▽発熱やせきなどの症状が出たらかかりつけ医か、新型コロナの検査や診療が可能な医療機関を受診。
▽なるべく公共交通機関の利用を避ける。
濃厚接触者になった場合は、決められた期間がすぎるまでは「もしかしたら感染しているかも」と考えて行動することが重要です。
（※東京都のHP:身近な人が新型コロナウイルス感染症になった方へ～自分が濃厚接触者だと思ったら～も参照）
身近な人が新型コロナウイルス感染症になった方へ～自分が濃厚接触者だと思ったら～
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/coronamidika.html
Q6.「濃厚接触者の濃厚接触者」はどうすればいい？
家族に濃厚接触者が出た場合について、東京都の感染症対策部によりますと、「『濃厚接触者の濃厚接触者』という概念はないため、濃厚接触となった人を除いて家族全員が行動を制限されることはなく、行政としても行動は制限していない」ということです。
ただ、勤務先や通学先などで個別にルールを定めている場合もあるため、会社や学校と話し合って、それぞれのルールにしたがってほしいということです。
もちろん、濃厚接触者が待機中に発症するなどして、実は感染していたことが分かる可能性もあります。

万が一感染していた場合に備えて、濃厚接触者となった家族の待機期間中は、
▽家庭内でのタオルの共用を避けたり、食事の時間をずらしたりするなど、できるかぎり空間を分けて生活する
▽マスク着用などでせきエチケットを守る、手洗いやアルコール消毒などを心がける
▽ドアノブやテレビのリモコンなど頻繁に触れるものの消毒

▽定期的に換気をするなどの注意をしてほしいということです。
オミクロン株は重症化する割合が低くなったと言われていることから、ついついこれまでよりも軽く考えてしまうこともあるかもしれませんが、それでも高齢者や基礎疾患がある人などを中心に、重症化する人が世界中で報告されています。
油断せずに、特に、基礎疾患があったり高齢だったりして、重症化のリスクが高い家族がいる場合は注意が必要です。
Q7.感染の再拡大？！何に注意すればいいの？
オミクロン株は家庭内で感染する場合が多いことが知られています。
オミクロン株の感染経路は、これまでの新型コロナウイルスと変わらず、飛まつ感染、特に換気の悪い場所でのいわゆる「マイクロ飛まつ」(エアロゾル含む）による感染が中心だとされていて、従来からの感染対策を徹底することで防ぐことができると考えられています。
厚生労働省が作成している注意の呼びかけイラストでは､家族に感染者が出た場合に次の注意点を挙げています。
1.部屋を分ける
2.窓を開けて換気
3.マスクを着用
4.こまめな手洗い、手で触れる部分を消毒
5.汚れたリネンや洋服は洗濯
6.ゴミは密閉して捨てる
また、オミクロン株になって濃厚接触者への制限は以前に比べると緩和されていますが、一人ひとりの感染対策は引き続き重要です。
厚生労働省の専門家会合のメンバーで、国際医療福祉大学の和田耕治教授によりますと、特に重要なのが、体調の悪い人が外出を控えることだということです。
（和田教授）
「いちばん大事なことは、体調の悪い人は外に出ないで、なるべく早く検査を受けてもらうことだ。軽い症状の方でもマスクを外すような会合にはできるだけ避けていただくことが重要だ。大学や会社が始まるなかで会合をするにしても、できるだけ少人数で短時間でやっていただくことを呼びかけていきたい」
****
[3] ***健康安全***
◇がん検診、コロナ前の１割減　21 年、早期受診を呼びかけ
＜共同通信　2022 年４月４日＞　https://nordot.app/883655137364901888?c=39546741839462401
　2021 年に自治体が実施した胃、肺、大腸、乳房、子宮頸部のがん検診の受診者数は 19 年比１割減で、新型コロナウイルス流行前の水準には戻っていないとの調査結果を、日本対がん協会が４日公表した。20 年よりは回復した。
　同協会の担当者は「20 年に受診を控えた人のうち、かなりの人が 21 年には受診したとみられるが、２年連続で受診を控えた人も一定数いる」と指摘。早期の受診を呼びかけている。
　調査は 2～3 月に実施。自治体から検診を受託する同協会の全国 42 支部中、33 支部から回答があった。
　19 年比で減少幅が最も大きかったのは胃がんで 13％減だった。
****
[4] ***廃棄物関係***
◇プラごみ削減へ　リサイクルしやすい素材の開発相次ぐ
＜NHK　2022 年４月４日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220404/k10013566021000.html
使い捨てのプラスチック製品の削減などを求める法律が今月から施行され、化学メーカーの間ではこれまでよりリサイクルに回しやすいよう、原料の種類を極力少なくしたプラスチック素材の開発が相次いでいます。
住友化学は洗剤の詰め替え用のパッケージなどに使われるプラスチック素材を新たに開発しました。
これまでのパッケージには強度などを保つため複数の原料が使われていますが、リサイクルに回す際は原料を分離したり抽出したりすることが難しくコストもかかるので、焼却してごみにするのが一般的だったということで

す。
新たな素材はひとつの種類の原料から出来ているためリサイクルがしやすいうえ、十分な強度もあるとしています。
開発した住友化学の伊藤瑛子さんは「パッケージにはプラスチックが多く使われているので、ごみ問題を解決するためリサイクルにつなげていきたい」と話していました。
三菱ケミカルや三井化学なども同じような方法で原料を少なくしたリサイクルしやすい製品の開発に取り組んでいて、化学メーカーの間でプラスチックごみの削減に向けた製品開発が相次いでいます。
****
[5] ***温暖化対策関係***
◇気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第６次評価報告書第３作業部会報告書の公表について
＜経済産業省　2022 年４月４日＞　https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220404001/20220404001.html
＜農林水産省　2022 年４月４日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b_kankyo/220228.html
＜環境省　2022 年４月４日＞　https://www.env.go.jp/press/110869.html
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 56 回総会及び同パネル第３作業部会（WG3）第 14 回会合が令和４年３月 21 日（月曜日）から同年４月４日（月曜日）にかけてオンラインで開催され、IPCC 第６次評価報告書（AR6）WG3 報告書（以下「AR6/WG3 報告書」という。）の政策決定者向け要約（SPM）が承認されるとともに、同報告書の本体等が受諾されました。
1. 概要
IPCC 第 56 回総会及び同パネル WG3 第 14 回会合が、令和４年３月 21 日（月曜日）から同年４月４日（月曜日）にかけてオンラインで開催され、平成 26 年の第５次評価報告書（AR5）WG3 報告書以来８年ぶりとなる、AR6/WG3 報告書の政策決定者向け要約（SPM）が承認されるとともに、同報告書の本体や付録等が受諾されました。
IPCC は、当該報告書の SPM を同年４月４日（月曜日）24 時（日本時間）に公表しました。報告書の本体等は、総会での議論を踏まえた編集作業等を経て、令和４年８月頃に IPCC から公表される予定です。
IPCC 第 56 回総会及び同パネル第３作業部会第 14 回会合の概要
開催期間
令和４年３月 21 日（月曜日）から同年４月４日（月曜日）までの 14 日間（ただし、３月 27 日（日曜日）を除く。）
開催場所
オンライン
出席者
各国政府の代表をはじめ、国連環境計画（UNEP）や国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局などの国際機関等から 400 名以上が出席。我が国からは、経済産業省、文部科学省、農林水産省、気象庁、環境省などから計 20 名が出席。
本報告書の取りまとめに当たっては、関係省庁の連携により IPCC 国内連絡会を組織し、活動の支援を行ってきました。我が国の 17 名の科学者が執筆に参加しています。また政府としても、政府査読や総会における議論などに積極的な貢献を行ってきました。
気候変動の緩和に関する最新の科学的知見がまとめられた SPM の概要（各セッション冒頭のヘッドライン・ステートメントの暫定訳）は、別添を御覧ください。
2. 今後の予定
今回承認された AR6/WG3 報告書の政策決定者向け要約（SPM）については、日本政府において日本語訳を作成し、一箇月後をめどに経済産業省のウェブサイトにて公開する予定です。
今後 IPCC では、本年９月の第 57 回総会において、AR6 の統合報告書の承認等を予定しています。
関連資料
IPCC/AR6/WG3 報告書の政策決定者向け要約（SPM）の概要
https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220404001/20220404001-1.pdf
---
・**温室ガス排出ピーク 25 年以前に　IPCC、対策強化促す**

＜共同通信　2022 年 4 月 5 日＞　https://nordot.app/883728243629391872

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は 4 日、産業革命前と比べた気温上昇の幅を 1.5 度に抑えるためには、世界の温室効果ガス排出量のピークを遅くとも 2025 年以前に迎える必要があると指摘する報告書を公表した。近年、世界の温室ガス排出量は増加傾向にあり、日本を含めた各国に地球温暖化対策強化を促す内容。今後の国際交渉に影響を及ぼしそうだ。

IPCC は気候変動に関する最新の科学的知見を評価する組織で、定期的に報告を更新。今回は第 6 次報告書の第 3 弾となり、更新は 8 年ぶり。

報告書は「人為的な温室ガス排出量は 10～19 年、増加し続けた」と指摘した。

・温室ガス削減「行動を」　30 年排出 43％減へ対策提示

＜共同通信　2022 年 4 月 5 日＞　https://nordot.app/883879673655738368?c=39546741839462401

国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が温室効果ガス排出削減策に関する報告書を公表したのを受け、李会晟議長は 4 日、オンライン会見し「私たちには道具もノウハウもある。行動を起こす時だ」と強調した。

報告書は、パリ協定で世界が合意したように産業革命前からの気温上昇を 1.5 度に抑えるには、遅くとも 2025 年より前に排出を減少に転じさせ、30 年に 19 年比で 43％減、50 年に 84％減まで持ち込む必要があるとして、多様な対策を提示。執筆した科学者らも出席し、産業界や消費者、先進国、途上国の全てにできることがあると訴えた。

****

[6] ***環境安全関係***

◇（仮称）佐賀県唐津市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年 4 月 4 日＞　http://www.env.go.jp/press/110863.html

◇伊丹空港で外来種アリ繁殖　薬剤散布、被害なし

＜共同通信　2022 年 4 月 5 日＞　https://nordot.app/883912508738830336?c=39546741839462401

兵庫県伊丹市は 5 日、特定外来生物に指定されている南米原産のアルゼンチンアリが大阪（伊丹）空港で繁殖していたと明らかにした。既に駆除のため薬剤を散布し、利用者や空港の機材などに被害はないという。

伊丹空港を運営する関西エアポートや市によると、2 月末に滑走路の南西にある制限区域内で 1 万匹以上が見つかった。防草シートの下などで繁殖し、機械室など屋内でも大量の死骸があった。利用者が訪れる区域への拡散はなかった。

アルゼンチンアリは茶色で体長約 2.5 ミリ。毒はなく人体に影響はないが、死骸が乾燥するとほこりなどと同様に発火源になる可能性がある。

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇革新的な省 CO2 実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業補助金の追加公募開始について

＜環境省　2022 年 4 月 4 日＞　http://www.env.go.jp/press/110872.html

◇廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業補助金の一次公募について（単年度事業）

＜環境省　2022 年 4 月 4 日＞　http://www.env.go.jp/press/110867.html

◇令和４年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業）に係る指定リース事業者の募集について

＜環境省　2022 年 4 月 4 日＞　http://www.env.go.jp/press/110862.html

◇令和４年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（委託）（うち、①化石由来プラスチックを代替する省 CO2 型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換及び社会実装化実証事業及び②プ

ラスチック等のリサイクルプロセス構築及び省 CO2 化実証事業）の二次募集について
＜環境省　2022 年４月４日＞　http://www.env.go.jp/press/110857.html

◇令和４年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業）に係る指定リース事業者の募集について
＜環境省　2022 年４月４日＞　http://www.env.go.jp/press/110862.html

◇令和４年度コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業の公募について
＜環境省　2022 年４月５日＞　https://www.env.go.jp/press/110881.html

◇令和４年度「二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業」の公募について
＜環境省　2022 年４月５日＞　https://www.env.go.jp/press/110847.html

[公募結果、意見募集結果]
◇令和４年度地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の選定結果について
＜環境省　2022 年４月５日＞　https://www.env.go.jp/press/110852.html
****

[8] ***その他省庁発表***

◇動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令の公布について
＜環境省　2022 年４月５日＞　https://www.env.go.jp/press/110875.html
１．令和元年６月19日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」の施行（令和４年６月１日）に向けて、同法の円滑な運用を図るため「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」及び「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」について所要の改正をすることとしたものです。
２．概要については、別添１「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令について」を御参照ください。
３．令和４年６月１日施行であり、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日と同日です。
添付資料
別添１　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令について（概要）
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117862.pdf
別添２　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117863.pdf

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第 16 号）　---> *末尾［付録］*
［官報］　令和４年４月５日　号外　第 75 号　1～18 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220405/20220405g00075/20220405g000750001f.html
---

◇個人情報の保護に関する基本方針の一部変更の公表について（個人情報保護委員会）　---> *末尾［付録］*
［官報］　令和４年４月４日　号外　第 74 号　26～32 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220404/20220404g00074/20220404g000740026f.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　４月18日

＜厚生労働省　2022年4月4日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24916.html

［審議事項］

議題１　　医薬品ヌバキソビッド筋注の生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、製造販売承認の可否、再審査期間の指定及び毒薬又は劇薬の

指定の要否について

議題２　　医療用医薬品の承認条件について

［報告事項］

議題１　　生物学的製剤基準の一部改正について

・薬事・食品衛生審議会　医療機器・体外診断薬部会（ペーパーレス）を開催します　　４月11日

＜厚生労働省　2022 年４月４日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24830.html

［報告事項］

議題１ 一般用検査薬の一般原則について

非公開案件

［報告事項］

議題２ 新型コロナウイルス感染症に係る体外診断用医薬品の承認条件の対応状況について

［その他事項］

・食品安全委員会　ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ（第９回）の開催について

４月１３日

＜内閣府　2022 年４月４日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_wine_annai_9.html

（１）令和４年度食品安全委員会運営計画について

（２）フィチン酸カルシウムに係る食品健康影響評価について

（３）その他

・第 99 回コーデックス連絡協議会（開催案内）　　4 月 26 日

＜厚生労働省　2022 年４月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4nGGScjPnlC6B3hY

＜消費者庁　2022 年４月５日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028242/

［第１部］　コーデックス連絡協議会

（１）コーデックス委員会の活動状況

今後の活動について

（２）その他

［第２部］　基調講演

・中央環境審議会地球環境部会・総合政策部会炭素中立型経済社会変革小委員会（第４回）の開催について

４月８日

＜環境省　2022 年４月４日＞　http://www.env.go.jp/press/110865.html

（１）炭素中立型経済社会変革・トランジションに関する論点の深掘り

（２）これまでの議論を踏まえた素案について

（３）その他

・産業構造審議会　保安・消費生活用製品安全分科会　電力安全小委員会　電気保安制度ワーキンググループ（第10回）　　4 月 15 日

＜経済産業省　2022 年４月４日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44467

1.　　新しい技術に対する電気保安制度の検討について

[開催記録、報告、資料等]

・厚生科学審議会　令和３度第４回医薬品医療機器制度部会（持ち回り開催）　資料・議事概要

３月 28～29 日、持ち回り

＜厚生労働省　2022 年 4 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2knkowXVnFRXmABY

大麻規制検討小委員会の設置について→大麻規制検討小委員会の設置について了承された

・地震火山観測研究計画部会（第 43 回）　議事録　　11 月 16 日

＜文部科学省　2022 年 4 月 4 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agfdac5boes5iVbJ

1. 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第 2 次)」の実施状況等のレビューについて

2. 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第 2 次)」の実施状況等のレビューの参考資料について

・原子力科学技術委員会 核不拡散・核セキュリティ作業部会（第 21 回）　議事要旨　　11 月 16 日

＜文部科学省　2022 年 4 月 4 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agfdac5boes5iVbK

1.核不拡散・核セキュリティ分野における人材育成について　　2.その他

・原子力科学技術委員会 核不拡散・核セキュリティ作業部会（第 22 回）　議事要旨　　1 月 11 日

＜文部科学省　2022 年 4 月 4 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agfdac5boes5iVbL

1.核不拡散・核セキュリティ分野における人材育成について　　2.その他

・原子力科学技術委員会 核不拡散・核セキュリティ作業部会（第 22 回）　配付資料　　1 月 11 日

＜文部科学省　2022 年 4 月 4 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agfdac5boes5iVbM

1.核不拡散・核セキュリティ分野における人材育成について　2.その他

****

[13] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・北海道の死亡野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について

＜環境省　2022 年 4 月 5 日＞　https://www.env.go.jp/press/110894.html

・フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2022 年 4 月 4 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220404.html

・米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2022 年 4 月 4 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220404_4.html

---

◇*その他*

・「ヒトゲノム」の完全解読に成功、米研究所など発表･解読困難な８％を克服

＜読売新聞　2022 年 4 月 3 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/science/20220403-OYT1T50136/

人の遺伝情報「ヒトゲノム」を完全な形で解読したと、米国立ヒトゲノム研究所などの国際チームが科学誌サイエンスで発表した。ヒトゲノムの解読は、日本も参加した国際プロジェクトによって２００３年、完了が宣言されたが、実際には当時の技術では解読困難な部分が８％残っていた。

ヒトゲノムは約３０億対の塩基配列で構成され、細胞の中にある４６本の染色体に収められている。染色体の末端や中央にある配列は繰り返しが多いことなどが原因で、解読が難しかった。チームは新しい手法を開発し、こうした配列の解読を可能にした。

チームは「ヒトゲノムが関係する病気や健康状態についての発見を促進する」としている。

榊佳之・東京大名誉教授（ゲノム科学）の話「画期的な成果だ。地図に例えれば、これまでは市街地部分だけだったが、山間部やへき地も書き込まれて完璧なものになった。病気との関係以外にも、人類進化の歴史や細胞分裂の仕組みなど幅広い分野での新発見が期待できる」

・異星人と遭遇したら？　京都大が「宇宙倫理学」、一般から参加者募る

＜朝日新聞　2022 年４月５日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ44729BQ3TPLZB01K.html

「宇宙資源の分配はどうあるべきか」「異星人と遭遇したら何に気をつける？」。人類の宇宙進出で生じる課題解決に向け、京都大学が今年度から始める「宇宙倫理学」の教育プログラムで、一般参加者を募っている。環境や倫理の基礎知識を持ちながら、宇宙利用の国際的なルール作りに参画できる人材を育てるのが狙いだ。

プログラムは京大の学生向けと、一般コースがある。いずれも、天文などの理系分野だけでなく、哲学や倫理、教育など人文系の幅広い知識を学ぶ。京大によると、宇宙倫理学を体系的に学べるのは、世界的にも珍しいという。

一般コースは、10 人程度を募る。「倫理学」「宇宙総合学」などの講義と、宇宙倫理学の演習・ゼミから成る。受講料は無料で、高卒か同等の資格があれば文系・理系の出身や、資格の有無は問わない。2 年制だが、最短 1 年で修了も可能だ。

プログラムが生まれた背景に…

****

[付録]

◇動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第 16 号）　　*上記[11] 関係*

［官報］　令和４年４月５日　号外　第 75 号　1～18 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220405/20220405g00075/20220405g000750001f.html

〇環境省令第 16 号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年４月５日　　環境大臣　　山口　　壮

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令

（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、改正、新設条文の見出し項目のみを掲載した。＜ACSES 事務局＞―

（第一種動物取扱業の登録の申請等）
（第一種動物取扱業の登録の基準）
（マイクロチップの装着）
（マイクロチップ装着証明書）
（取外しの禁止）
（登録等）
（変更登録）
（狂犬病予防法の特例）
（死亡等の届出）
（情報の提供）
（犬猫等販売業者以外の者によるみなし登録）
（申請書及び届出書の提出部数）

様式第７、様式第 22～28　　―省略―

（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省の一部改正）

第二条　第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年年環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、改正条文の見出し項目のみを掲載した。＜ACSES事務局＞―

（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

（第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。ただし、第二条中第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第二条第一号及び第三条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（様式に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（準備行為）

第三条　動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第五条第二項の規定による登録については、この省令による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第二十一条の七の規定の例により、この省令の施行の日前においても行うことができる。

（マイクロチップの装着に関する努力義務）

第四条　この省令の施行の際現に犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）を所有する販売業者は、当該犬又は猫の子の譲渡しの日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録を受けるよう努めなければならない。

◇**個人情報の保護に関する基本方針の一部変更の公表について（個人情報保護委員会）**　　*上記[11] 関係*

［官報］　令和４年４月４日　号外　第74号　26～32頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220404/20220404g00074/20220404g000740026f.html

個人情報の保護に関する基本方針の一部変更の公表について

政府は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第７条第５項の規定により準用される同条第３項の規定に基づき、個人情報の保護に関する基本方針の一部変更を去る令和４年４月１日に閣議決定し、同日から施行することとした。

以下、その変更を反映した全文を同条第５項の規定により準用される同条第４項の規定に基づき、公表する。

令和４年４月４日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

個人情報の保護に関する基本方針

政府は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、「個人情報の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

基本方針は、「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の剔出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」という法第１条の目的を実現するため、法第７条に基づき、個人情報の保護に関する施策の推進の基本的な方向及び国が講ずべき措置を定めるとともに、地方公共団体、独

立行政法人等、地方独立行政法人、個人情報取扱事業者及び認定個人情報保護団体等が講ずべき措置に関する基本的な事項等を示すものである。

政府として、官民の幅広い主体による地域や国境を越えた政策、事務及び事業において、この基本方針に則して、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むことを要請するものである。

１　個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

⑴　個人情報等をめぐる状況

近年、ＡＩ、ｌＯＴ、グラウトサービスや５Ｇ等のデジタル技術の飛躍的な進展により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析等が容易かつ高度化している。このようなデータや技術が官民や地域の枠又は国境を越えて利活用されることにより、官民双方のサービスの向上や、地域の活性化、新産業・新サービスの剔出、国際競争力の強化や我が国発のイノベーション剔出が図られることが一層期待されている。

また、新型コロナウイルス感染症対応に伴う新しい生活様式の進展と相まって、地域、国境や老若男女問わず、様々な個人や業種・業態の事業者等がデジタル社会に参画し、生命、身体、財産といった、人や組織の具体的な権利利益に直接関わるデータが、量的にも質的にも、これまで以上に生成・流通・蓄積・共有等されている。

特に、個人に関する情報（個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報。以下「個人情報等」という。）については、高度なデジタル技術を用いた方法により、個人の利益のみならず公益のために活用することが可能となってきており、その利用価値は高いとされ、従前にもまして、幅広く取り扱われるようになってきている。その中で、個人情報及びプライバシーという概念が世の中に広く認識されるとともに、政策や事業活動等においても、データ倫理や人間中心のＡＩという考え方や、プライバシーガバナンスの構築、プライバシー強化技術（ＰＥＴ）の開発や実装が広まっている。

これに対し、顔識別・認証技術、ＡＩ等の高度なデジタル技術を活用して行われる個人の行動、政治的立場、経済状況、趣味・嗜好等に関する高精度な推定（いわゆるプロファイリング）、さらには、大量の個人情報等を取り扱う民間事業者等の出現等が認められるところであり、ひとたび個人情報等の不適正な利川等に及んだ場合には個人の権利利益に対する大きな侵害につながるリスクが高まっている。そして、自分の個人情報等が悪用されるのではないか、これまで以上に十分な注意を払って取り扱ってはしいなどの個人の不安感が引き続き高まっている。　加えて、経済・社会活動のグローバル化等に伴い、個人情報等を含むデータの国境を越えた流通が増えており、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念や地政学的緊張等が世界的に顕在化してきている。その中にあって、データがもたらす価値を最大限引き出すには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により信頼を維持・構築し、国境を越えた自由なデータ流通を促進することが一層求められている。

このような状況を踏まえ、令和２年６月５口に個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第 44 号。以下「令和２年改正法」という。）、そして、令和３年５月 12 口にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第 37 号。以下「令和３年改正法」という。）が成立した。両法律により、従前複数の法令等で規律されてきた個人情報等の適正な取扱いに関する制度が法に統合・一本化され、高い独立性と政治的中立性を有する　　機関である個人情報保護委員会が法を所管することとなった。個人情報保護委員会に専門的知見や経験を集中・蓄積させ、個人情報等に関する国の政策の企画立案を担うとともに、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工取扱事業者、個人関連情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）及び認定個人情報保護団体に加え、令和４年４月より行政機関及び独立行政法人等、令和５年４月より地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を一元的に監視・監督し、分野横断的かつ迅速・適切に法を執行するための体制が整備されることとなる。

⑵　法の基本理念と制度の考え方

法第３条は、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第 13 条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示している。

行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び個人情報取扱事業者等の個人情報等を取り扱う各主体（以下「各主体」という。）においては、この基本理念を十分に踏まえるとともに、官民や地域の枠又は国境を越えた政策や事業活動等において、以下に掲げる考え方を基に、法の目的を実現するため、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進に取り組む必要がある。

① 個人情報の保護と有用性への配慮

法は、デジタル社会の進展に伴い個人情報等の利用が拡大している中で、法第３条の基本理念に則し、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的としている。他方、デジタル技術の活用による個人情報等の多様な利用が、個人のニーズの的確な反映や迅速なサービス等の提供を実現し、政策や事業活動等の面でも、国民生活の面でも欠かせないものとなっていることに配慮しているところである。　個人情報の保護と有用性に関するこの法の考え方は、各主体における実際の個人情報等の取扱いにおいても、十分に踏まえる必要があり、個人情報の保護に関する施策を推進するに当たっては、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められる。

② 法の正しい理解を促進するための取組

上記①の考え方が、実際の個人情報等の取扱いにおいて十分に反映され、社会的な必要性があるにもかかわらず、法の定め以上に個人情報等の取扱いを控えることを防ぐためには、個人情報等を取り扱う各主体及び個人情報等によって識別される個人の双方における法の正しい理解が不可欠である。

国は、各主体及び個人に対する広報・啓発に積極的に取り組むとともに、法の適切な運用等により、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進を図っていくものとする。

また、各地方公共団体においては、各区域の特性に応じて、当該区域内の事業者や住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組むとともに、法及び法の趣旨に則った条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。

③ 各主体の自律的な取組と連携・協力　デジタル社会においては、官民や地域の枠又は国境を越え、業種・業態を問わず、あらゆる分野において、デジタル技術を活用した多種多様かつ膨大な個人情報等が広く利用されるようになっている。

このため、法は、各主体を広く対象として、個人情報等の取扱いに関して共通する必要最小隴のルールを定めるとともに、各主体において、それぞれの政策、事務及び事業の分野や地域の実情に応じて、自律的に個人情報等の適正な取扱いが確保されることを期待している。

各主体の自律的な取組に関しては、国及び地方公共団体の支援が重要であり、法は、国及び地方公共団体が各主体による取組への支援や苦情処理のための措置を講ずべきことを定めるとともに個人情報保護委員会が、各主体における個人情報等の取扱いについて監視・監督する権限と責任を有する仕組みを採っている。こうした複層的な措置の整合性を図りながら実効性を確保していくためには、個人情報の保護に関する施策を講ずるに当たって国と地方公共団体が相協力するのみならず、各主体による連携・協力を確保していくことが重要である。

④ データガバナンス体制の構築

上記③の自律的な取組に当たり、デジタル社会においては、ビジネスモデルや技術の革新等も著しいため、個人情報等の取扱いに関する政策や個人情報等を取り扱う事務及び事業並びにシステム構築等の際には、透明性と信頼性の確保が特に重要である。

各主体においては、政策、事務及び事業並びにシステム構築等の目的、個人が得ることが期待される便益やプライバシーに対するリスクを明確にし、それらをわかりやすく、丁寧に説明することが重要になる。そのためには、ｃｖ解決しようとする課題と、その課題を解決するために取り扱う個人情報等のデータとの関係を明確化する観点から、データの内容や性質、量や範囲の必要十分性、データの流れ、データの取扱いに関わる者の範囲、データの利用目的、安全管理レベル等の事前評価のため、ＰＩＡ（個人情報保護評価又はプライバシー影響評価）の手法を用いることや、ＣＰＯ（最高プライバシー責任者）やＤＰＯ（データ保護責任者）等の個人データの取扱いに関する責任者を設置すること等が有効であり、これらによるデータガバナンスの体制を構築することが重要である。

⑤ 個人におけるデータリテラシーの向上

個人においては、法の正しい理解とともに、令和２年改正法及び令和３年改正法で強化された、各主体による個人に対する情報提供･説明義務の履行や､個人から各主体に対する各種請求権の行使等を通じて、個人が自らの意思に基づいてコントロールするという意識を涵養するという観点から、個人情報等のデータに関するリテラシーを向上することが重要である。このことが、結果として、上記④の実効性を高めることにもつながる。

例えば、個人によるコントロールの実効性を高めるための規律のうち各主体に共通するものとしては、任意代理人による開示等請求が可能になること、漏えい等が発生した場合の本人通知が行われること、外国にある第三者に保有個人情報や個人データを提供するために本人から事前同意を取得する際、外国の名称や個人情報保護制度等に関する情報が本人にあらかじめ提供されることなどが挙げられる。

また、主体のうち個人情報取扱事業者等に関するものとしては、開示請求において、請求の対象に第三者提供記録等が追加されること、請求のあったデータの提供方法について、電磁的記録によるなど、その提供方法を本人が指示できるようになることが挙げられる。加えて、利用停止等の請求については、請求できる要件として、重大な漏えい等が発生した場合や本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等が追加されることが挙げられる。さらに、保有個人データに関する公表義務についても、新たに、安全管理措置の内容が公表事項として追加されることが挙げられる。

以上については、各主体においても､個人に寄り添った取組が進められることが重要である。

⑶　国際的な制度調和と連携・協調

経済・社会活動のグローバル化等に伴い、個人情報等を含むデータの越境移転が増えており、信頼性が確保された自由なデータ流通（ＤＦＦＴ）の推進の観点から、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ)、アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ)、Ｇ７等の国際的な枠組みでの議論や米国・欧州・アジア太平洋諸国等との対話等が重要になっている。また、世界プライバシー会議（ＧＰＡ）やアジア太平洋プライバシー機関（ＡＰＰＡ）フォーラムといったデータ保護機関間の連携の枠組みも重要である。このような国際的な制度調和と連携・協調を通じて、個人情報等を含むデータが安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築や国境を越えた執行協力体制の強化、また、情報交換・収集を通じた国際動向の把握が重要である。

⑷　サイバーセキュリティ対策の取組

サイバー攻撃の高度化､サイバーセキュリティに関するリテラシーや人材の不足､クラウドサービスの普及､グローバルなサプライチェーンの複雑化、国家の関与が疑われる攻撃等による国家安全保障上への課題に発展する事態の顕在化等のリスクが高まってきている。

以上のリスクを的確に把握し、サイバー空間における不確実性の制御や不安感の払拭に対応していくことが重要であり、あらゆる個人、分野や地域等において、サイバーセキュリティの確保が必要とされる時代が到来している。このような中、個人情報等の漏えい等のリスクを軽減するためには、各主体の自律的な取組（自助）のみならず、各主体の連携・協力（共助）及びそれらの基盤となる公助を通じた多層的な取組が重要である。

⑸　経済安全保障の観点からの対応

新興国の経済成長とグローバルなバリューチェーンやサプライチェーンの深化、経済・技術分野への安全保障の裾野の拡大等に伴い、地政学的緊張を反映した、国家間における技術覇権争いや、国家によるデータ収集・管理・統制を強化する動きが顕在化している。このため、データローカライゼーションや無制限なガバメントアクセス等による個人情報等の越境移転における個人の権利利益を侵害するリスクが高まっており、それがＤＦＦＴへの脅威や経済安全保障上の課題にもなり得る。国をはじめ、各主体においても、それぞれの立場から、こうした脅威に対応するための国際的な議論への積極的な参画が求められる。また、各主体においては、取り扱う個人情報等が、我が国の個人の権利利益に対する諸外国による影響力行使等のために利用されないようにする観点から、リスクマネジメント等が重要である。

２　国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

⑴　各主体における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

①　各行政機関における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

全ての行政機関においては、法の規律が適用されることになることを踏まえ、その政策、所掌事務又は

事業の遂行に当たり、法の規律に則り、個人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保することが必要である。

特に、デジタル社会の進展に伴い、安全管理措置を適切に講ずるためには、サイバーセキュリティ対策が一層重要である。個人情報を極めて大量に取り扱う業務に係るシステム等を調達する場合、グラウトサービスやＳＮＳサービス等の外部委託先に個人情報等を提供する場合や、民間企業等が不特定多数のユーザーに対して同一条件で提供する約款による外部サービスを利用する場合等について、委託先等に対する必要かつ適切な監督、外国において取り扱う場合における外的環境の把握等の安全管理措置、外国にある第三者に本人の事前同意を得て提供する場合における本人に対する外国の個人情報保護制度等に関する情報提供等の重要性がより一層高まっている。行政機関と委託先等の双方において、個人情報等の取扱いに関する責任の所在の明確化と、適正な取扱いの確保のための取組を着実に実施するとともに、例えば、必要に応じて安全管理措置の内容を公表する等の透明性と信頼性を確保する取組を行うことが重要である。

個人情報保護委員会においては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（以下「公的部門ガイドライン」という。）、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」（以下「公的部門Ｑ＆Ａ」という。）を策定し、保有個人情報の漏えい等事案等を踏まえ、必要に応じた改正を行うものとする。特に、各行政機関がグラウトサービスを利用して個人情報等を取り扱う場合については、デジタル庁や内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「ＮＩＳＣ」という。）等と連携・協力して、グラウトサービスに関する政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下「ＩＳＭＡＰ」という。）等を通じ、公的部門ガイドライン等の普及啓発を図る。

また、複雑化する社会的課題の解決のため、各行政機関においては、裾野が広く、多様なデータの利用を伴う政策の必要性が高まっている。このため、各行政機関が個人情報等を自ら保有し、又は、他の各主体の取扱い方法等に一定の影響を与える政策を企画立案・実施する場合には、法を基盤的なルールとしつつ、個別の政策目的や、そこで取り扱われる個人情報等の内容や性質を踏まえ、法の目的であるプライバシーを含めた個人の権利利益の保護の観点から、それぞれの実態に即した個人情報等の適正な取扱いの仕組みづくり等に取り組むことが重要である。

以上の取組を適切に推進するため、個人情報保護委員会においては、専門的かつ分野横断的な知見等を踏まえつつ、各行政機関と連携・協力するものとする。それに加え、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人に対しても、法の規律が適用されることを踏まえ、個人情報等の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するため、情報の提供、指針の策定や技術的な助言等の必要な措置を講ずるものとする。また、法の施行状況について、行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人からの報告に関する概要の公表を通じて、透明性の確保を図る。

② 個人情報取扱事業者等が取り扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

様々な業種・業態における個人情報取扱事業者等が取り扱う個人情報等について、その性質や利用方法等の実態に応じた適正な取扱いの実効性を確保するためには、法の定める規律が全ての事業活動等に共通する必要最小限のものであることを踏まえ、特定の事業分野における法第６条及び第９条に基づく格別の措置等や、認定個人情報保護団体における個人情報保護指針の策定等及びこれを踏まえた対象事業者の自主的な取組が進められることが、なお一層期待されるところである。

このため、個人情報保護委員会においては、全ての事業活動等に共通して適用される「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（以下「民間部門ガイドライン」という。）及び同ガイドラインに関するＱ＆Ａ等を策定する。また、金融関連分野、医療関連分野、情報通信関連分野等の特定の事業分野については、関係省庁等と連携・協力し、個人情報等の性質及び利用方法並びに各業法等による規律の特殊性等を踏まえた更に必要な規律として、ガイドライン等を策定する。

また、事業者単位に加え、特定の事業分野を対象とする認定も可能となる認定個人情報保護団体による自主的取組の活性化に向けて、認定個人情報保護団体向けガイドラインを策定するとともに、個人情報保護指針の策定等認定個人情報保護団体の自主的取組を支援するため、情報の提供及び助言等を行うものとする。その際、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するとともに、事業者に参考と

なる情報の提供等を行うことにより、法第１条の趣旨を踏まえ、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組を行うものとする。

特に、国民生活及び経済活動の基盤に関する分野については、個人情報保護委員会において、NISC 等の関係省庁等と連携・協力し、グラウトサービスを利用して個人情報等を取り扱う場合における漏えい等発生時の対応等に関する情報の提供や、サイバーセキュリティに関する情報共有・分析機能を担う組織ＯＳＡＣ等）と認定個人情報保護団体との連携・協力の推進等を行うことが重要である。

③　官民や地域の枠を越えて各主体が取り扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

官民及び地域の枠を越えたデータ利活用として、健康・医療・介護、教育、防災及びこども等の準公共分野、スマートシティ等の相互連携分野や公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備等については、法の規律が異なる各主体間における個人情報等のデータ連携等が行われることとなる。

各主体間における個人情報等のやりとりがより複層的になることにより、個人情報等の取扱いについて責任を有する主体が従来以上に不明確になるリスクがあり、これに対応した制度設計や運用を行う必要がある。そのため、個人情報等を取り扱う各主体のみならず、データ連携等を推進する者においても、データガバナンス体制の構築等に取り組むことが重要である。個人情報保護委員会においては、法の規律が全ての政策や事業活動等に共通する必要最小限のものであるという観点から、必要な情報提供や助言等を行うものとする。

また、医療分野・学術研究分野については、規律の適用が法に統一され、国公立の病院や大学等について、行政機関等としての規律が一部適用されるものの、基本的には個人情報取扱事業者等に対する規律が適用される。個人情報保護委員会においては、関係省庁等との連携等を通じて、民間部門ガイドライン及び公的部門ガイドライン等の普及啓発等を行うものとする。

⑵　個人情報の保護及び安全・円滑な流通を確保するための国際的な取組

①　国際的に整合のとれた個人情報に係る制度の構築

個人情報保護委員会は、プライバシーを含む個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国や地域との間で、相互に円滑な個人データの移転を図るために、国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を促進する方法としての枠組みを構築・維持するための措置を講ずることとする。

個人情報保護委員会は、法を所管する機関として、外国から移転される個人情報等の適正な取扱いを確保する観点から、法第６条に基づき、日本と当該外国との間の制度及び運用の差異を埋めるために必要な措置を講ずる権限を有している。個人情報保護委員会は、必要に応じ、法及び法に基づく政令等で規定された規律（例えば、要配慮個人情報や保有個人データの定義に係る規律等）を補完し上回る、拘束力のある規律、すなわち、国内の個人情報取扱事業者等に対して執行可能な、より厳格な規律を設けることを含め、一層の個人情報の保護を行う権限を有している。

また、個人情報保護委員会は、当該外国当局との執行協力及び法制度の理解に関する対話を行うこととする。

②　ＤＦＦ Ｔの推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築

個人情報保護委員会は、ＤＦＦＴの推進の観点から、我が国と同等の水準と認められる個人情報の保護の制度を有する国との間で、相互に円滑な個人データの移転を進める枠組みを構築・維持するための措置を講ずることとする。その他、越境データ移転を行う様々な事業者等の各主体がその政策や事業等に適した移転の仕組みが選択できるよう、個人情報保護委員会は、企業認証制度の推進や、海外制度の情報の収集・提供等を行うこととする。

また、個人情報保護委員会は、ＤＦＦＴを脅かすリスクに対応するためＯＥＣＤにおけるガバメントアクセスやデータローカライゼーションに係る議論へ積極的に貢献するほか、ＧＰＡ、ＡＰＰＡやＧ７等においてＤＦＦＴの重要性及び日本の取組・貢献について積極的に発信することとする。さらに、米国・欧州やアジア太平洋等の各国・地域との対話等を通じて、ＤＦFT推進に向けた連携を図ることとする。

③　国際動向の把握

デジタル技術の飛躍的な進展とそれに伴う課題に対応するため、個人情報保護委員会は、新たな技術・

ビジネスと個人情報保護、プライバシーの関係について、国際的な枠組みで我が国の取組を積極的に発信するとともに、政策立案やビジネス支援に資するため、国際動向を把握するものとする。

④　国境を越えた執行協力体制の強化

個人情報を含むデータの国境を越えた流通の増大を受け自国のみでは対応できない事案の増加が予想されることから、個人情報保護委員会は、ＧＰＡやグローバルプライバシー執行機関ネットワーク（ＧＰＥＮ）等への参加、Ｇ７における連携、各国執行当局との対話等を通じて、執行協力強化のための協力関係を積極的に構築するものとする。

⑶　個別の事案等への対応

①　個別の事案への対応

個人の権利利益を害するおそれが大きい個人データの漏えい等個別の事案が発生した場合、個人情報保護委員会は、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、各主体による漏えい等の報告の受理等を通じて、必要な情報の収集を行うとともに、事案による個人の権利利益に対する被害の広がりや社会的な影響を踏まえ、迅速に法第６章第２節の規定に基づく措置等の検討を行う。加えて、同様の事案の再発防止や被害拡大の抑制等に資する観点から、個別の事案から得られる教訓や対処措置等に関する事例について、認定個人情報保護団体と連携した研修等を通じて、各主体に対する共有や周知啓発を行うものとする。

また、個人情報保護委員会は、各主体に対する勧告又は命令等を効果的に行う上で必要があると認めるときは、事業所管大臣に対して報告徴収又は立入検査等の権限を委任することができることとされており、必要に応じて、権限を委任することを含め、事業所管大臣と連携した対応を行うものとする。

さらに、法第 169 条の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会及び事業所管大臣は、権限の委任の有無にかかわらず、法違反が疑われる事実を把握した場合や、権限を行使して事案に対処した場合等には、相互に情報共有を行うとともに、個人情報保護委員会と事業所管大臣間で、複数の事業所管大臣に委任された権限を行使する際には事業所管大臣間で、重畳的な執行を回避すべく緊密な連携・調整を行うものとする。

②　サイバーセキュリティ対策や経済安全保障の観点等からの対応

サイバーセキュリティ対策の観点から、個人情報保護委員会は、各主体が取り扱う保有個人データや個人データの外部からの不正アクセスやランサムウェア等のサイバー攻撃等による漏えい等の未然防止や被害の拡大防止等のリスクの低減、漏えい等事態への適切かつ迅速な対応を図るため、ＮＩＳＣ等の関係省庁等及びサイバーセキュリティ関係機関と緊密に連携する。経済安全保障の観点からの対応として、各主体が個人データを越境移転する場合について、個人の権利利益に生ずるリスクの有無等は、各主体の事務及び事業の実態等に応じて様々であるため、外国の個人情報保護に関する制度等に関する情報の本人への提供は各主体により対応する必要がある。個人情報保護委員会においても、各主体の参考となる一定の情報を提供する観点から、データローカライゼーションや無制限なガバメントアクセス等、本人の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれがある制度等に関する情報提供を行うものとする。

また、個人情報保護委員会においては、各主体による漏えい等の報告をはじめとする関係者から寄せられる情報等を基に、適時適切な監視・監督機能による法の執行を行うものとする。

⑷　広報・啓発、情報提供等に関する方針

法は、個人情報等を利川する各主体に対して政策や事業活動等の分野、利用の目的を問わず幅広く個人情報等の取扱いに関する義務を課すとともに、本人が開示、訂正、追加又は削除、利用の停止又は消去並びに第三者への提供の停止に係る請求権を行使できる等、各主体の個人情報等の取扱いに関与する仕組みを採っている。

法第１条の目的が正しく理解され、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の実効性が確保されるためには、各主体及び国民等に対して法制度、個人情報等の取扱いに当たっての注意事項等の周知を徹底することが極めて重要である。

このため、個人情報保護委員会は、各主体及び国民等に十分な情報提供が行われるよう、多様な媒体を用いて、広報・啓発に積極的に取り組むものとする。また、各省庁等や地方公共団体においても、必要に応じて個人情報保護委員会に協力し、所管する政策や事業活動等の分野における広報・啓発に取り組むものとする。

⑸　個人情報保護委員会の活動状況等の公表

個人情報保護委員会は、必要に応じて関係機関の協力を得て、毎年、法第６章第２節に基づく報告の徴収、助言等による個人情報取扱事業者等及び認定個人情報保護団体の監督並びに行政機関等の監視の実施の状況のほか、苦情の処理等の取組状況、各主体における個人データや保有個人情報の漏えい等事案の状況等を含む所掌事務の処理状況を国会へ報告し、その概要を公表するものとする。また、当該報告を通じ、個人情報保護制度の運用の透明性を確保する。

３　地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

⑴　地方公共団体が保有する個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

地方公共団体の機関や地方独立行政法人が保有する個人情報等については、法の規律が適用されることに伴い、法の趣旨を踏まえつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いに関する条例の制定又は改廃等に取り組む必要がある。

以上に取り組むに当たっては、地方公共団体において、行政機関における取組等も参照しつつ、必要に応じ、個人情報保護委員会による個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策とも十分に連携していくことが重要である。

国は、地方公共団体における条例の制定又は改廃に向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする。

また、個人情報保護委員会においては、公的部門ガイドライン、事務対応ガイド及び公的部門Ｑ＆Ａを策定し、保有個人情報の漏えい等事案等を踏まえ、必要に応じた改正を行うものとする。特に、各地方公共団体の機関がグラウトサービスを利用して個人情報等を取り扱う場合については、デジタル庁等と連携・協力して、各地方公共団体の機関等に対し、政府共通のクラウドサービスの利用環境（ガバメントグラウト）等において、公的部門ガイドライン等の普及啓発を図る。

なお、病院や大学等を運営する地方公共団体の機関については、官民連携による社会的課題の解決の必要性を踏まえ、原則として、個人情報取扱事業者等と同様の規律が適用されることになる点にも留意が必要である。

⑵　広報・啓発等住民・事業者等への支援

①　広報・啓発等住民・事業者等への支援の在り方

個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進において、住民や事業者に身近な行政を担う地方公共団体の役割は重要であり、法では、区域内の実情に応じて、住民や事業者への支援や苦情の処理のあっせん等に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされている。

各地方公共団体においては、法の基本理念や具体的な仕組み等を住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組むとともに、区域内の事業者等の主体的な取組を促進するため、事業者からの相談等に適切に対応することが求められる。

また、事業者と本人の間のルールについて、地方公共団体の取組は、区域の特性に応じた措置として重要であり、その運用は、法及び公的部門ガイドライン等に則って行う必要がある。また、地方公共団体がその実情に応じて講じようとする措置については、区域内の事業者等の活動が、全国等の広域にわたることがあり得ることを考慮し、個人情報保護委員会による個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策とも十分に連携していくことが重要である。

②　地方公共団体の部局間の連携・協力

地方公共団体は、法の施行に関し、自ら保有する個人情報等の適正な取扱い、その区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん等、さらには、法第６章第４節により事業所管大臣又は金融庁長官（以下「事業所管大臣等」という。）に委任された権限を行使することまで、広範で多様な施策の実施が求められている。

地方公共団体においては、こうした多様な施策は、個人情報の保護に関する制度の担当部局、住民からの苦情の相談を担う部局、各事業・事業者の振興・支援を担う部局等相当数の部局にまたがるものと見込まれるが、個人情報等の適正な取扱いに関し、住民の権利利益の保護の実効性を確保するためには、広範な施策が一体的・総合的に講じられるよう、関係部局が相互に十分な連携を図る必要がある。

また、区域内の事業者からの相談や住民からの苦情等の相談の利便性の観点から、連携体制の確保に併せて、関係部局間の役割分担と窓口を明らかにして、これを公表すること等により周知することが望まれる。

⑶ 国・地方公共団体の連携・協力の在り方

事業者に対する報告の徴収等の事業所管大臣等に委任された権限については、法の定めるところにより、地方公共団体がその事務を処理することとされるものがある。他方、地方公共団体の区域をまたがって事業者が活動している場合等においては、地方公共団体が十分に事業者の事業活動を把握することが難しいことも考えられる。このため、地方公共団体と事業所管大臣等は、十分な連携・協力を図ることとし、地方公共団体は、事業所管大臣等に必要な情報の提供等の協力を求めるとともに、事業所管大臣等は、必要な場合には、法に基づき自ら権限を行使するものとする。

また、法についての広報・啓発、苦情の相談等の業務についても、住民や事業者等に混乱を生じさせないよう、国と地方公共団体が連携・協力することが重要であり、このため、個人情報保護委員会は、必要に応じて関係機関とも連携して対応を行うものとする。

４ 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

独立行政法人等においては、法の規律が適用されることになることを踏まえ、その事務や事業の遂行に当たり、法の規律に則り、個人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保することが必要である。

特に、デジタル社会の進展に伴い、安全管理措置を適切に講ずるためには、サイバーセキュリティ対策が一層重要である。個人情報を極めて大量に取り扱う業務に係るシステム等を調達する場合、グラウトサービスやＳＮＳサービス等の外部委託先に個人情報等を提供する場合や、民間企業等が不特定多数のユーザーに対して同一条件で提供する約款による外部サービスを利用する場合等について、委託先等に対する必要かつ適切な監督や、外国において取り扱う場合における外的環境の把握等の安全管理措置、外国にある第三者に本人の事前同意を得て提供する場合における本人に対する外国の個人情報保護制度等に関する情報提供等の重要性がより一層高まっている。独立行政法人等と委託先等の双方において、個人情報等の取扱いに関する責任の所在の明確化と、適正な取扱いの確保のための取組を着実に実施するとともに、例えば、必要に応じて安全管理措置の内容を公表する等の透明性と信頼性を確保する取組を行うことが重要である。

個人情報保護委員会においては、公的部門ガイドライン、事務対応ガイド及び公的部門Ｑ＆Ａを策定し、保有個人情報の漏えい等事案等を踏まえ、必要に応じた改正を行うものとする。特に独立行政法人等がグラウトサービスを利川して個人情報等を取り扱う場合については、デジタル庁や ＮＩＳＣ等と連携・協力して、独立行政法人等に対し、グラウトサービスに関するＩ SMAP 等を通じ、公的部門ガイドライン等の普及啓発を図る。

独立行政法人等においては、行政機関における取組等も参照しつつ、必要に応じ、個人情報保護委員会による個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策とも十分に連携していくことが重要である。

なお、医療分野や学術分野における一部の独立行政法人等については、官民連携による社会的課題の解決の必要性を踏まえ、原則として、個人情報取扱事業者等と同様の規律が適用されることになる点にも留意が必要である。

５ 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

地方独立行政法人が保有する個人情報等について、地方公共団体は、法第 12 条第２項において、必要な措置をとることが求められている。これを踏まえ、各地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人の性格及び業務内容に応じ、各団体が制定又は改廃する条例において所要の規定を整備する等、適切な個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いに関する措置が講じられるように取り組むことが求められる。

以上に取り組むに当たっては、地方公共団体の機関や独立行政法人等における取組等も参照しつつ、必要に応じ、個人情報保護委員会による個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策とも十分に連携していくことが重要である。

国は、地方公共団体における条例の制定又は改廃に向けた検討等が行われる場合に、その円滑な検討等に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体や地方独立行政法人に対して協力を行うものとする。また、個人情報保護委員会においては、公的部門ガイドライン、事務対応ガイド及び公的部門Ｑ＆Ａを策定し、

保有個人情報の漏えい等事案等を踏まえ、必要に応じた改正を行うものとする。

なお、病院や大学等を運営する地方独立行政法人については、官民連携による社会的課題の解決の必要性を踏まえ、原則として、個人情報取扱事業者等と同様の規律が適用されることになる点にも留意が必要である。

6　個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

⑴　個人情報取扱事業者等が取り扱う個人情報等に関する事項　個人情報取扱事業者等は、法の規定に従うほか、上記２⑵①の民間部門ガイドライン及び認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則し、例えば、プライバシーを含む個人の権利利益を一層保護する観点から、個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を対外的に明確化するなど、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用について自主的に取り組むことが期待されているところであり、体制の整備等に積極的に取り組んでいくことが求められている。その際、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に応じて、各個人情報取扱事業者等において適切な取組が実施されることが重要である。

法は、認定個人情報保護団体制度を含め、各個人情報取扱事業者等の自主的な対応を尊重する制度設計となっているため、各個人情報取扱事業者等においては、法を補完する観点から自主ルールを策定し、運用していく役割が期待される。個人情報保護委員会においても、各個人情報取扱事業者等におけるＰＩＡの取組、個人データの取扱いに関する責任者の設置等の自主的な取組を促進するため、必要な支援を行うものとする。

⑵　仮名加工情報取扱事業者が取り扱う仮名加工情報及び匿名加工情報取扱事業者が取り扱う匿名加工情報に関する事項

仮名加工情報及び匿名加工情報に関する制度は、近年のデジタル技術の飛躍的な進展に対応した個人情報等の適正かつ効果的な活用を推進するために導入された制度であり、仮名加工情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者において、この趣旨を踏まえた積極的な活用が期待される。その際、それぞれの取扱いに関して個人の安心感・信頼感を得られるよう、仮名加工情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者において、法の規定に従うほか、民間部門ガイドライン及び認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則し、自主的な取組を実施することが求められる。

⑶　認定個人情報保護団体に関する事項

①　認定個人情報保護団体に期待される役割認定個人情報保護団体は、個人情報等の取扱いに関して、対象事業者自身による苦情処理の取組を補完し、問題の自主的、実際的な解決を図るとともに、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用を図るため、民間部門ガイドラインに則り、個人情報保護指針を策定し、それが公表されたときは、対象事業者に対して当該指針を遵守させるため必要な指導、勧告等の措置をとることが義務付けられている等、民間部門における自主的な取組を促進する上で、極めて重要な役割が求められている。

また、対象事業者の実態に応じた法の適切な運用等を推進するために、認定個人情報保護団体が、対象事業者の運用実態や課題等の情報を収集し、それを個人情報保護委員会と共有するといった役割も期待されるところであり、このような仕組みが十分に活用されることが必要である。

なお、令和２年改正法において、複数の事業を行う企業も含む企業単位に加えて、企業における特定の事業（部門）を対象とする認定個人情報保護の認定も可能であり、当該団体の増加が期待される。

②　個人情報保護指針等の策定・見直し等

個人情報等の取扱いに関する事業等分野別の取組においては、認定個人情報保護団体が策定する個人情報保護指針等に、各対象事業者の取組を促進する上での重要な役割が期待されている。このため、認定個人情報保護団体等においては、個人の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いた上で、事業等分野の実情に応じた公正・透明な個人情報保護指針等の策定・見直しに努めていくことが望まれ、その際、法第１条の趣旨を踏まえ、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められる。特に、仮名加工情報及び匿名加工情報の作成方法等に関しては、情報の種類・性質に応じた適切な取扱いを定める指針等を策定することが望まれる。

また、個人情報等の取扱いが複雑化・高度化している中にあって、対象事業者が自身の個人情報の取扱い等について、いかに本人に対して透明性を確保しながら説明責任を果たしていくかも重要であり、そのための自主ルールを踏まえた指導等についても認定個人情報保護団体が積極的に行っていくことが望まし

い。

さらに、対象事業者の従業員に対する研修、調査研究などの業務のほか、ＰＩＡを含むプライバシー・バイ・デザインの実践や、個人データの取扱いに関する責任者の設置を含む組織体制の整備などの個人情報等の適正な取扱いの確保に関する事項についても、対象事業者に対して積極的に推奨していくことが望ましい。認定個人情報保護団体として、ＰＩＡの自主ルールを定めた上で、当該自主ルールに沿った実施を対象事業者に求めていくといった取組も望ましい。

個人情報保護委員会においては、認定個人情報保護団体等のニーズに応じて、必要な支援を行うものとする。

7　個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

個人情報等の利用・提供あるいは開示・不開示等に関する本人の不平や不満は、訴訟等によるのではなく、事案の性質により、迅速性・経済性等の観点から、むしろ苦情処理の制度によって解決することが適当なものが多いと考えられる。法は、苦情処理による個人の権利利益の保護の実効性を確保するため、各主体自らの取組により苦情を解決することを基本としつつ、認定個人情報保護団体、地方公共団体等が苦情の処理に関わる複層的な仕組みを採っている。この仕組みが円滑に機能するためには、これらの関係機関がそれぞれの役割分担に応じて適切に取り組むとともに緊密な連携・協力を確保することが必要である。

⑴　各主体自らによる取組の在り方　法は、苦情処理について、まず、第一に各主体の責任において適切かつ迅速な処理に努めるべきことを明らかにしている。こうした責務を全うするため、各主体には、必要な体制整備として苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等が求められる。

⑵　認定個人情報保護団体の取組の在り方

認定個人情報保護団体の苦情処理は、各対象事業者が行う取組を補完し、個人の権利利益を効率的・効果的に実現する重要な役割が期待される。　このため、認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者からの様々な苦情に簡易・迅速に対応し、公正な第三者としての立場から個人の期待に応えられるよう、人材の養成・確保を含む体制を整備することが求められる。

⑶　地方公共団体における取組の在り方

地方公共団体の担う苦情の処理のあっせん等は、当事者間で問題が解決されない場合等において、事業等分野を問わない苦情処理の仕組みとして、苦情の処理のあっせん、助言、指導、情報提供等の役割が求められている。

地方公共団体が苦情の処理のあっせん等に取り組むに当たっては、広く住民一般に分かりやすく、なじみやすい対応が求められる。このため、個人情報等に関する苦情の窓口を軸に各事業・事業者の振興・支援を担う部局等の関係部局が実効のある連携･協力を確保する仕組みが､相談者の利便性等の観点から望まれる。

なお、地方公共団体において、別の苦情窓口を定めている場合等、直ちに上記の仕組みにより難い場合においては、特に、窓口と関係部局の役割分担を明確化し、周知を図る必要がある。

⑷　個人情報保護委員会における取組

個人情報保護委員会は、自ら個人情報等に関する苦情の申出についての必要なあっせんに取り組むほか、苦情相談機関等において適切かつ迅速に苦情処理を行うことができるよう、苦情相談機関等から個別事案への対応について相談を受けた場合には、必要に応じて、助言・対応の協力等を行うものとする。

悪質な事業者等の各主体に関しては、個人情報保護委員会において、苦情相談機関等と連携して、情報収集を行うとともに､必要に応じて､個人情報保護委員会の対応等について情報を提供するものとする｡また、苦情相談機関等の窓口等に関する情報を収集・整理し、インターネットの活用等により公表する。

8　その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

⑴　個人情報保護委員会の体制強化

個人情報等を取り扱う各主体が、官民や地域の枠又は国境を越えて連携し、データ利活用がどの各主体においてもますます必要になり、取り扱う個人情報等が量的にも質的にも増大・多様化している。その結果、個人の権利利益に対するリスクが多様化していることも背景として、個人情報等の取扱いに関する各種政策が、国及び地方双方の行政主体により、同時かつ複合・重畳的に実施されるようになっている。

個人情報保護委員会においては、個人情報保護制度の司令塔として、基本的な方針を示すとともに、個別

の政策や事業活動等の企画立案や実施等において、総合調整や監視・監督等の役割を果たすことが求められており、安全・安心なデジタル社会の構築に貢献するためにも、その実効性を確保するための体制強化を進めるものとする。

⑵　いわゆる３年ごと見直し規定による検討

個人情報保護委員会は、法附則（令和２年法律第 44 号）第 10 条に基づき、個人情報の保護に関する国際的動向、デジタル技術の進展、それに伴う個人情報等を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

********** 以上 **********